

建設産業外国人材定着支援事業の業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

本県建設産業で働く外国人材の相談体制を整備して人材の定着を促進するとともに、支援体制や受入企業の情報を発信することにより、県内建設産業の担い手の確保を図る。

2 委託の内容

建設産業外国人材定着支援事業の業務委託仕様書による。

3 契約上限額

5, 800, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

5 企画提案競技の参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者。
- (5) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 県税に未納がない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和6年5月10日(金) |
| (2) 事前説明会 | 令和6年5月21日(火) |
| (3) 質問等の締切 | 令和6年5月24日(金) 午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和6年6月4日(火) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和6年6月7日(金) 午後1時30分 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年6月14日(金) までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

事前説明会への参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(様式1)を提出すること。なお、説明会への参加は、企画提案競技参加の必須条件ではない。

- ①日 時: 令和6年5月21日(火) 午後2時～
- ②場 所: 宮崎県庁舎内又はオンライン(参加者には詳細を連絡する。)
- ③提 出 先: 下記12を参照
- ④提出期限: 令和6年5月20日(月) 午後5時まで
- ⑤提出方法: 電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 質問等

企画提案競技の実施に関する質問は、企画提案競技質問書(様式2)を提出すること。

- ①提 出 先: 下記12を参照
- ②提出期限: 令和6年5月24日(金) 午後5時まで
- ②提出方法: 電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 参加申込書兼企画提案書(様式3)

イ 会社概要(様式任意 ※既存のもので可)

ウ 企画書(様式任意)

- ・審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。
- ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
- ・書式はA4版を原則とすること。

エ 見積書及び見積明細書(様式任意)

- ・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

オ 誓約書(様式4)

- ② 提 出 先: 下記12を参照
- ③ 提出期限: 令和6年6月4日(火) 午後5時まで
- ④ 提出方法: 下記の(ア)及び(イ)の方法で提出すること。

- (7) 持参または郵送で、正本1部(郵送の場合は、締切日の消印有効)
- (4) 電子メール(同日午後5時までに受信したものを有効とする)

(4) 審査項目

別添「審査基準表」のとおりとする。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。また、参加者が1者のみの場合は、各審査員の合計点数が6割以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

(6) 審査の通知

令和6年6月14日(金)までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 次のいずれかに該当する場合には、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ③ 虚偽の記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ④ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書等の提出は1提案者につき1案とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10-1
- (2) 担当 宮崎県県土整備部管理課建設業振興担当(担当 大野)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7169
メールアドレス kanri@pref.miyazaki.lg.jp